

注意・警戒情報

申し込んでいない「健康食品」などを勝手に送りつける強引な業者に注意！！

突然、「以前注文した健康食品が用意できたので、代金引換配達で送る」と知らない業者から自宅に電話があった。「身に覚えがない」と言ったら、「2ヶ月前に6ヶ月分を申し込んでいる。こちらに注文した記録も残っている。」と言われた。

業者は自分の住所や氏名を知っており、業者の威圧的な態度に、つい、承諾してしまった。購入するつもりはないので、どう対応したらよいか。

アドバイス



一方的に「商品を送る」と言われても、申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。また、電話で一度断ったにもかかわらず、再度勧誘してくることは、法律で禁止されています。申し込んだ覚えがないのに「注文した」などと言われ、「注文したときの電話の録音がある」、「裁判所に訴える」などと脅す手口が見受けられます。業者の威圧的な態度に、恐怖心やこれ以上関わりあいたくないという思いから、購入を承諾してしまうこともあります。一度購入すると、継続して被害に遭うことが多く、注意が必要です。万が一、商品が届いた場合は受け取らずに、発送者の名前、住所、連絡先を確認し、配達業者に注文していない旨を伝えましょう。消費者が承諾していないのに、代金引換配達などで一方的に商品を送りつけられたときは、代金を支払う義務はありません。受け取り拒否をしてください。電話で勧誘され、断りきれずに承諾して商品が届いてしまっても、クーリング・オフ（無条件解約）ができる場合があります。困ったことがあれば、すぐに身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン



ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！
0570-064-370

（身近な消費生活相談窓口につながります。）